

2 6 陳 情 第 1 号	「行政事件訴訟法第 3 条第 2 項修正についての意見書提出」 に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 1 月 1 0 日受理、平成 2 6 年 2 月 2 5 日付託
陳 情 者	羽村市川崎_____

(要 旨)

首記法律は抗告訴訟における処分の意味を定めている。しかし、「行政庁の処分の意味」が書かれていないため、誤りが生じて憲法 3 2 条で保証されている「裁判を受ける権利」を否定されているので議長から関係行政庁に意見書として法律修正を申し入れていただきたいと陳情する。

- 1 掲記法律の要点は「処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」と明記され、括弧内に「以下単に処分という」と付記されている。即ち、行政庁の処分に加えて他の公権力の行使を『処分』と（『行政庁の処分』を紛らわしく）定めている。

しかし、最高裁判所判決（昭和 3 9 年 1 0 月 2 9 日）が示す「行政庁の処分」の説明を『処分』と解釈する判決があり、これにより「その他公権力の行使」が無視されるので、『行政庁の処分の意味』を法律に加えて、誤判決を無くすることが公益になる。

よって、同法文に「行政庁の処分の意味」を加える改正は公益に寄与すると地方自治法 9 9 条（意見書の提出）により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。

(理 由)

- 1 例えば、羽村市議会の議会運営委員会委員長の一身に関する（私の）陳情の審議にて、同委員長が他委員の同意を得ずに議事を進行させた抗告訴訟〔平成 2 4 年（行ウ）第 1 0 2 号〕の判決にて、却下理由の一つに上記最高裁判決が例示され『その他公権力の行使』が無視され「これにより（訴えは）直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているとはいいがたく、――。』と抗告訴訟の対象にならないと判断された。
- 2 同様の判決は、東京高裁 平成 1 2 年（行コ）第 1 6 2 号 平成 1 2 年 9 月 2 7 日など瑞穂町の通称「大統領」の文書から 4 件も列举できる。
- 3 よって 1 の如き「裁判を受ける権利」を否定する判決は公益に反するので、掲記の法文は改正されるべきである。

本件は行政事件訴訟特例法第 1 条に関係するが言及せずに単純化させて説明した。